

令和5年度第6回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年9月29日（金）午後1時30分～午後3時10分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員（欠席 8 番：比良委員 9 番：内村委員）

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
09. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
10. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度 第 6 回、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19 名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ———— 会務報告 ————
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員 13 番、農業委員、農業委員 14 番、農業委員に、お願いいたします。 ———— 日程第2 会議書記の指名 ————
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の、局長補佐と振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。

		——— 日程第3 議案第1号(5件) ——— 議 長 審議の前に、ご報告いたします。本日の総会資料に記載されております 議案第3号の1番、議案第4号の2番、議案第5号の6番につきましては、申請者より、取り下げの申し出がありましたので、本日の総会での審議から除外いたします。それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、議題に供します。1番から5番について、事務局からの説明を求めます。 事務局 それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、令和5年9月29日、契約の始期は、令和5年10月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で1件、3年間で2件、4年間で1件、5年間で1件、合計5件、8,325㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、事務局で調べましたところ、今月は、議事参与の制限に関わるものはないようでした。もし、皆様の方で関連する方がいらっしゃいましたら、申し出ください。以上で説明を終わります。 議 長 これより、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。 委員 「質疑・意見なし」 議 長 それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から5番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。 委員 「賛成多数」 議 長 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての、1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
--	--	---

		——— 日程第4 議案第2号(3件) ——— 議 長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は3ページからです。今月の申請件数につきましては、3件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、船津の田が1筆。面積が658㎡、売買による所有権移転です。この申請地は、売り渡し希望であつせん申出がありましたが、価格が地域相場の半分ということで、基盤強化法でなく農地法第3条の申請となっております。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委員 はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和5年9月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と子ども2人の3名で、農業用機械は、トラクター、田植え機、稲刈り機等、全ての機械が揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。 議 長 次に、2番について、事務局の説明を求めます。 事務局 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は368㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。 議 長 ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
--	--	--

委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和5年9月14日、譲受人と現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から南へ約300mの位置になります。368㎡で、譲受人は〇〇さん。農業と会社員の兼業で、利用目的は、自家消費用の野菜の栽培です。農業用機械は、トラクター1台、管理機1台、軽トラ1台、草払い機2台等、揃っており、労働力は、本人と奥様の2名です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆、面積は657㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番推進委員です。調査報告いたします。令和5年9月18日、譲受人に会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。この物件は、今回、処分したいとの事で、〇〇が個人で買う事になり、大きな農業機械は持っていませんが、田植え、収穫等は委託し、田んぼの管理等は自分でやっていくとの事でした。また、今後は利用権設定も結んでいきたいとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。2番の案件についての確認ですが、先程、説明がありました通り、農業と会社員で、755㎡の農地を既に持っており、その関係で、資材や機械も揃っていると。今回、368㎡の畑を購入し、自家用の野菜などを作りたいと。下限面積の撤廃により、従来であれば、20アール、2,000㎡なければ、との事でしたが。今後も、3条でこのようなケースが出て来るかと思いますが、下限面積の撤廃との事で、理解してよろしいですか。

事務局	下限面積が撤廃されたのですが、その農地を耕作するのに必要な農機具や人員の確保ができるのであれば、ということです。
委員	はい、わかりました。
議 長	他に、ないでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第5 議案第3号(1 件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。なお、1番につきましては、取り下げとなりましたので、2番について、説明をお願いします。2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は4ページとなっております。今月の申請件数につきましては、1番が取り下げとなり、2番の1件となっております。総会資料の配布後に取り下げ申請があり、総会資料には取り下げの記載がない事、ご了承ください。それでは、2番につきましてご説明いたします。申請人は当初は〇〇、計画変更後は〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の畑が1筆と田が1筆で、合計面積は873㎡となっております。こちらの申請地のほうは、平成27年9月25日に山林との事で、5条許可を得ており、クヌギの植林を、2、3回試みたが、水はけが悪く育樹できなかった為、その北側の所有している山林の道路と資材置場への事業計画の変更をしたいとの事です。この後の、議案第5号の13番で、5条申請も同時に提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、議案第5号の13番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、1番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約320mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が山林、南が原野と市道、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、推進委員1番です。事務局にお聞きしたいのですが、許可後の確認は、事務局はされないのですか。下のほうに、住宅地もあり家が並んでいるものですから、お尋ねしました。
事務局	転用事業の完了後の対応についてですが、許可書の交付の時に、完了報告書の提出をお願いします、完了後に申請人から頂くようになっております。件数が多いので、全ての確認とはいたっておりませんが、必要に応じ、確認に行くようにしております。以上です。
議 長	他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、2番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	——— 日程第6 議案第4号(4件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。なお、2番につきましては、取り下げとなりましたので、1番と3番、4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、5ページでございます。今月の申請件数につきましては、2番の取り下げの申請がありましたので、3件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が1筆で、493㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、873㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は農家住宅となっております。参考資料の12ページに、始末書が添付されております。昭和63年頃、許可を得ずに住居兼農業用倉庫を建築した為、今回追認で、農地法の申請を提出したところです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が農業用倉庫、北が市道です。申請実現の確実性としましては、既に建築済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、大山の田が1筆で、1,072㎡のうちの、136㎡です。昨年12月に、農用地区域からの除外申請が出され、令和5年7月12日付けで除外がなされ、第1種農地となっております。転用目的は、通路となっております。隣接の自宅の通路として使用したいとのことです。参考資料の16ページに、始末書が添付されており、昭和52年5月頃、申請人の父が自宅を建築する際、通路として使用し、現在に至るとのことで、今回、追認で申請書を提出しております。第1種農地とのことで、県農業委員会ネットワーク機構への、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が田、北が田です。申請実現の確実性としましては、転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆で、624㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、1,728㎡であります。農地区分は第3種農地で、転用目的は、貸家となっております。店舗付住宅の貸家を7棟建築し、貸家経営を行う為との事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と水路、北が宅地と市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番、3番、4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。1番についてですが、参考資料の11ページですが、畑を宅地にという事でしょいか。

事務局	おっしゃる通り、今回畑を、農家住宅の宅地にするとのことでの、転用申請となっております。参考資料の9ページで、現地では2筆にまたがり、家が建っている状況であります。
議 長	他にございませんか。それではお諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番、3番、4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番、3番、4番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	———— 日程第7 議案第5号(15 件) ————
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。なお、6番につきましては、取り下げとなりましたので、6番を除く、1番から16番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページから10ページでございます。今月の申請件数につきましては、6番の取り下げ申請がありましたので、全部で15件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、大山の田が1筆、面積は1,556㎡の内、355㎡となっております。賃借権で、農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は、現場事務所で、県の水路工事の現場事務所と仮設トイレ、駐車場として利用したいとの事です。令和6年2月29日までの一時転用で、期間終了までに、農地に復元すること、条件を付しての許可となります。また、農用地区域内農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約310mの位置です。被害防除現況としましては、東が放牧場、西が農道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年2月29日までの一時転用で、期間終了までに、農地に復元することです。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県の農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が2筆で、面積は1,400㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的はテナント用地造成で、1区画のテナント用地として利用としたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地、南が5条申請地と市道、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、借人と貸人の関係で、貸人は、奥さんの親との事です。申請地は、平松の田が1筆、面積は264㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が宅地、南が市道、北が5条申請地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、大山の畑が1筆、面積は246㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は山林で、クヌギを植林し、シイタケを栽培したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約260mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西餅田の田が1筆、面積は666㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、2区画の宅地造成をしたいとの事です。また、条件として、隣接農

	地の用水に支障がないようにする事と付したいと考えています。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇か北東に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が田と畑、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、隣接農地の用水に支障がないようにする事です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が2筆、面積は172㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は、443.85㎡であります。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、1区画の宅地造成をしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西宮島町の畑が1筆、面積は371㎡となっております。

	す。隣接地との一体利用で、全事業面積は、843.67㎡であります。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は診療所の増設で、現在ある〇〇の増築を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が1筆、面積は476㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は山林で、暖炉の燃料とする為の、樫の木を植樹したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、推進委員9番、推進委員から、調査の結果並びに補足説明をして頂く予定でありましたが、本日の総会、欠席のため、農業委員13番、農業委員より、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約300mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が雑種地、南が市道、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。

事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は2,088㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、7区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約450mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は1,031㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は宅地造成で、4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約230mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が畑と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の田が1筆、面積は684㎡となっております。隣接地との一体利用で、全事業面積は700㎡になります。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は建売住宅で、1棟の建売住宅を建築したいとの事です。参考資料の69ページに、面積超の理由書が添付されています。面積が500㎡を超える理由としまして、申請地が不整形であり、当初は、2区画での計画でありましたが、通路が南側に1か所しかない事と、土地が不整形で細長いことから、実際、建物敷地として東西10m、南北44mの440㎡程しか利用できないのと、隣接地との緩衝地を設けることを考えると、1区画で販売を行いたいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が宅地と田、南が田、北が田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。面積超の理由書が添付されています。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、13番について、事務局の説明を求めます。
事務局	13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆と畑が1筆、合計面積は873㎡となっております。議案第3号の2番とも関連案件であります。この後の、議案第5号の14番との一体利用で、全事業面積は、1,210㎡であります。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は道路と資材置場で、隣接の所有する山林への進入路及び資材置場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。

議 長	本件につきましては、議案第3号の2番で、推進委員1番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。次に、14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆、面積は337㎡となっております。13番の申請地と一体利用で、全事業面積は、1,210㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は道路と資材置場で、所有する山林への進入路及び資材置場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、1番推進委員です。調査報告いたします。第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約320mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が水路、北が原野です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、15番について、事務局の説明を求めます。
事務局	15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積は287㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第2種農地です。転用目的は山林で、シイタケの原木となるクヌギの植林をしたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約360mの位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が市道、南が山林、北が宅地です。申請実現の確

	実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、16番について、事務局の説明を求めます。
事務局	16番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、西餅田の田が2筆、面積は960㎡となっております。賃借権で、農地区分は第3種農地です。転用目的は現場事務所と資材置場で、水路工事のための現場事務所及び資材置場が無く、申請地を使用したいとの事です。参考資料の82ページに、始末書が添付されております。こちらの申請地につきましては、水路工事にとの事で、8月31日までの許可を取っておりましたが、工期が延長となり、そのまま使用していたとのことで、期限が延びるのであれば、農地法の申請もしなければならぬと指導し、今回の申請に至りました。令和6年3月30日までの一時転用であり、それまでに農地に復元することと条件を付しての、許可を予定しております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和6年3月30日までの一時転用であり、終了後に農地に復元することとあります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から16番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	はい、12番推進委員です。第5号の4番と15番ですが、4番では、ここにクヌギを植えないといけないのか。もっと低木のものを植えた方が、いいような気

	もするのですが。15番についても、もっと低い木のほうがよいのでは、と思います。
事務局	まず4番についてですが、参考資料の34ページで説明させていただきます。まず、南側の右側の宅地については、申請人が一緒に購入し、同じ所有者になる予定です。北側の宅地につきましては、申請地よりかなり高い状況になっております。申請地の西側につきましては、現地調査時に北側からの竹の進入があり、実際、植林をする際、緩衝地が確保できない状況であれば、西側には植林をしないと、申請人からは、聞いております。15番につきまして、北側の宅地につきましては、同じく〇〇が購入されるのでは、と思っております。所有者は県外在住で、土地をすべて処分したいとおっしゃっていましたので、北の宅地と所有者が一緒になるのでは、と思っております。以上です。
委員	宅地でなく、なぜ山林に変えるのか。
事務局	15番ですよね。北の宅地は宅地として購入し、南側が山なので、木を植えて、山林として管理していきたいと聞いております。
委員	山林に変えるには、何かメリットがあるとの事ですよね。
事務局	4番につきましては、急傾斜で畑としての利用が難しい点と、西側も荒れているとのことで、畑として難しいので山林としたいとの事です。
議 長	他にございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から16番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、6番を除く、1番から16番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第8 議案第6号(7件) ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局	はい、それでは、議案第6号、農地中間管理事業（貸借）にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和5年10月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、資料12ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の13ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規1件、更新6件の合計7件となっております。申請面積は、新規311㎡、更新9,156㎡の合計9,467㎡です。設定する権利別は、賃貸借権が7件となっております。今回の設定地区は、住吉、木津氏地区となっております。ご審議の方、よろしくお願いします。
議 長	これより、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番について、原案のとおり、決定いたしました。 ———— 日程第9 ————
議 長	次に、日程第9、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。9月は3件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、9月分を

	のちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	———— 日程第10 ————
議 長	次に、日程第10、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔現地調査時の確認について〕 〔農業新聞の推進について〕 〔農業委員会の研修について〕 〔盗難事例と注意喚起について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔利用権関係書類の提出について〕 〔農業委員会の研修について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和5年度、第6回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____

